

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都 市 政 策 課) 三三

ページ

### 告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地 域 福 祉 国 保 課) 三 四  
保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 三 六  
保安林の指定 (郡 上 農 林 事 務 所) 三 七

### 公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環 境 生 活 政 策 課) 三〇八  
土地改良事業の施行の適当の決定 (農 地 整 備 課) 三〇八

## 規 則

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年岐阜県規則第四百七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「**申数**」金額欄

「**申数**」金額欄

第 号

上記の申請を許可します。

ただし、別紙の条件を守らなければならない。

申 用 日

印

め、同表備考第二号及び第四号中「申ものであること」を削る。

別記第一号様式及び別記第三号様式中

手数料金額欄

手数料金額欄

第 号

上記の申請を許可します。

ただし、別紙の条件を守らなければならない。

年 月 日

印

別記第十六号様式を次のとおり改める。

第16号様式（第20条関係）

岐阜県知事 様

申請書

郵便番号

住所

氏名

年 月 日 生

(連絡先電話番号)

屋外広告物講習会受講申込書

岐阜県屋外広告物条例施行規則第20条の規定により次のとおり申し込みます。

勤 務 先	名 称	郵便番号	(写真欄) 無帽・上半身・正面 申込前6か月以内に撮影 縦4cm×横3cm 白黒・カラー共可 写真裏面に氏名・住所を 記載して貼付すること
	所在地		
受講希望課程	1 屋外広告物関係法令に関する課程		

(該当番号を  
で囲む)

2 屋外広告物の表示の方法に関する課程  
3 屋外広告物の施行に関する課程

受講状況

法 令

表 示

施 工

収入証紙  
付 貼 欄

備考

- 1 受講希望課程欄は、該当する番号を で囲むこと。
- 2 印欄は、記入しないこと。
- 3 収入証紙は、消印しないこと。

別 記

1の規則が公布の日から施行する。

### 告 示

岐阜県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。



岐阜県告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市落合字横挽一三五八二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市長島町正家字寺平一三の六、一三の一九、一三の二〇、一三の五七から一三

の六二まで、一三の七一、一三の八六、一三の八八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町西乙原字赤谷口二二五四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市久野川字若栃一七八九の九から一七八九の二六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市八幡町稲成字下林一八四の九、一八七の三

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市高鷲町鮎立字三ツ石二五の一、二六の一、三三

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

